

# 経済至上主義的ブラックバス容認論について

## ——青柳純の著書を論評する——

南 有 哲

### はじめに

2005年6月から施行される「特定外来生物被害防止法」においてブラックバスを法的な規制の対象として指定するか否かをめぐり、周知のように激しい議論が展開された。結局のところバスは紆余曲折の末に「特定外来生物」に指定されたのであるが、このことによってバス問題に決着がついたとは言いがたい。全国の内水面にバスが生息している現状への評価と対処についての国民的な議論は、むしろこれからが本番だと言えるであろう。

滋賀県立大学環境科学部の学生であった青柳純は、その著書『ブラックバスがいじめられるホントの理由——環境学的視点から外来魚問題解決の糸口を探る——』（つり人社、2003年）のなかで、「人間中心主義」の見地からブラックバスのリリース禁止や完全駆除を求める議論に対する批判を展開している。本稿の課題は青柳の著作の検討を行ってその主張の本質を解明することである。

## 1 議論の概要

### (1) 問題意識の所在

著書の冒頭部分で青柳は密放流を批判しバスの完全駆除を訴える秋月岩魚の議論を取り上げ、その認識は「環境を汚染する汚染者を退治することが問題解決につながる」もので、「20世紀までの公害問題には当てはまる」にしても「汚染する側と被害を受ける側が入り混じり複雑な構造となっている」20世紀末以降の環境問題には当てはまらない（7頁）とする。さらに「簡単に駆除できないからこそ『問題』なのに、それを駆除しようとする発想がどこかおかしい」に加えて、キャッチ・アンド・リリースを禁止しようとしたがために釣り人側の猛反発が引き起こされ外来魚問題は泥沼化した、なる現状認識を示す。さらに魚類学者ら「専門家」たちは「問題解決を解決する意欲はないようで、自らの主義主張をくりかえすばかり」だと批判し、彼らにとっては「現実に発生している問題をどう解決していくかということは畑違い」なのだろうと切り捨て<sup>1)</sup>、「問題の解決法を学ぶ」ことを謳った「環境社会計画専攻」出身たる自分の出番であると宣言する（8-9頁）。

## (2) 「社会科学的視点」としての「鼎立／二分」図式

外来魚問題に関する既往の研究は、外来魚が生物多様性の視点からいかに問題であるかを指摘し、外来魚の無秩序な放流を批判するにとどまるものがほとんどであった。これは、生物学者・生態学者によって行われた研究であったり、彼らを「専門家」として扱いその主張を重く扱うものであったためと思われる。

しかし実際には、人間は、自らの利益のために移入種を広く利用しており、移入種であっても問題となっていないものは多々ある。外来魚問題だけがなぜこれほどまでに問題となり注目されるのかという疑問が浮かんでくる。この問題を解決するためには社会科学的視点からの検討が必要で、生物学や生態学だけで把握できることではない。さまざまな視点から問題を総合的に把握する環境学は、外来魚問題を研究するにはもっとも適した視点であると言える。(10-11頁)

このように問題を提起する青柳は、自然科学的視点の限界を乗り越えるべく「社会科学的視点」なるものを提示するのであるが、私見によれば、その基本的な内容は外来魚をめぐる鼎立する利益の極——「釣り人・釣り業界」／「漁業」／「生物多様性」——を設定し、さらには前二者を「人間活動」の枠内に入れて「生物多様性」と区分する。

こういった青柳の立論の枠組を本稿において「鼎立／二分」図式と呼ぶことにするが、これを用いて青柳は具体的な事例について検討を行う。(57-74頁) まず俎上に上げられるのは「リリース禁止」の焦点となった琵琶湖であるが、青柳は琵琶湖をめぐる三極の関係について以下のように述べる。

- ① 琵琶湖は漁業法で「海区」として扱われているため、他の湖沼河川のように第五種共同漁業権に基づいて漁協が釣り人から遊魚料を徴収し、それを原資として漁協が遊魚対象魚を放流するという、共存共栄の関係が存在しない。したがってブラックバスの放流は釣りにのみ利益を与える一方で漁業の対象魚に被害を与える存在として漁業から敵視されることになる。ここにバスをめぐる「釣り」と「漁業」との敵対関係が形成される。
- ② 古代湖と呼ばれる琵琶湖は多数の固有種が生息しているが、外来魚の導入と増加によって生態系が攪乱される事態が生じている。バス釣りを目的とするバスの放流はもちろんであるけれども、漁業の側もワカサギやブルーギル(淡水真珠養殖用)をもちこんだ経歴があるのみならず乱獲によって在来魚の減少が危惧されるような事態を引き起こしており、「在来種と一体の自然環境と親和性のある漁業といった図式は認めがたい」(59頁)。したがって琵琶湖においては、「釣り」と「漁業」はともに「生物多様性」と敵対関係にある。
- ③ 上記の結果として、琵琶湖においては「釣り」・「漁業」・「生物多様性」は互いに敵対しあう「三すくみ」状態にある。

引き続いて青柳は河口湖(漁協がバスを漁業権魚種に指定し、釣りと共存しているケース)・

中禅寺湖（漁協が釣りの対象として放流した外来魚たるマス類を防衛するためにバスを駆除しているケース）等の具体例を検討していくのであるが、そこから青柳は以下の二点を結論として導出する。

- ① どの湖沼の場合も、釣りとは漁業はともに生物多様性と敵対関係にある。
- ② 「外来魚問題」を深刻化させているのは生物多様性喪失の問題ではなく、釣りとは漁業の間の利害の敵対である。
- ③ 生物多様性喪失はそれ自体としては社会的に問題にされにくく、漁業利害とリンクして初めて問題化する。

かかる認識を踏まえて青柳は、琵琶湖においては「漁業」と「生物多様性」が「釣り」に敵対する「反ブラックバス連合」を組んでおり、その結果として「バス問題」が社会的に注目を集めるに至っているのであるが、「漁業」と「生物多様性」は本質的に利害を異にする存在であるわけだから、

琵琶湖に第5種漁業権に相当する「釣り」と「漁業」の利害対立を調整する仕組みを構築してしまえば、「生物多様性」の観点が必要であるかのように映る琵琶湖でも、外来魚問題は収まってしまうと考えられる。多くの湖沼河川のように第5種共同漁業権の仕組みが既にあるにあって単にブラックバスが魚種認定されていないところでは、魚種認定されてしまえば、それだけで外来魚問題は収まってしまうことになる。(72頁)

すなわち「反ブラックバス連合」は解体し、結果としてバスをめぐる紛争は解決すると主張する。

### (3) 「生物多様性維持」と外来魚対策

とは言え、こういった経済的利害に基づく分析だけでは「環境学的視点」とは言いがたいのは明らかである。青柳はこの点について、

外来魚問題における「紛争」や「騒動」とも呼べる状況が収まるのはよいことだが、「生物多様性」を置き去りにしてこれで結論としてしまうのは、やはり本書として好ましくない。(74頁)

と述べ、その著書の第7章を「生物多様性の価値評価と対策の検討」に充てるのであるが、そこで展開される議論は以下のように概括される。

- ① 「生物多様性の維持」なる課題に対する見地としては、「自然中心主義」および「人間中心主義」があり、両者は拮抗の関係にある。ブラックバス完全駆除論は「生物多様性還元論」であり、「自然中心主義」に立脚した見地である。

- ② 自然中心主義は社会的に大勢を占めるほどの理解を得られていないため、問題の考察にあたっては人間中心主義的見地を前提としなければならない。したがって外来魚対策も「生物多様性」にのみ眼を奪われることなく、広い視野をもって取り組まれなければならない。
- ③ 人間中心主義の見地に立つならば、外来魚対策は、それが人間にとって利益となるか損害となるかという、「費用対効果」論の立場から評価されねばならない。この場合「費用」とは駆除にあたっての経費や駆除の所産としての経済的損失であり、「効果」とは駆除の効率である。

かかる議論の上に青柳は、「完全駆除」「棲み分け」「限定的駆除（在来魚保護域設定）」「何もしない」という四つの選択肢を提示する。そして「完全駆除」「棲み分け」は長期的な対策として綿密な検討を要する選択肢であるとし、「短期的に何をすべきか」という点からすれば「実現可能性が高く不確実性が低いところを優先して対策を講じる」という見地から「限定的駆除」策が望ましいと主張するのである。

## 2 「自然中心主義」と「人間中心主義」——操作される語義

以上で明らかのように、青柳の立論の大きな特徴は「自然中心主義」／「人間中心主義」という環境倫理学上の基本的なカテゴリーを用いていることであるが、議論を詳細に検討すれば彼の立論には深刻な問題が孕まれているように見受けられる。

まず青柳は「何のための生物多様性維持か」を論じた節のなかで、「人間にとって何の得にもならないが自然は守る」「生物多様性を維持することそれ自体に意味がある」という考え方が「自然中心主義」的であり、「人間が豊かに幸せに健康に生きていくための環境を持続的に維持するためには生物多様性の維持が必要なのだ」という考えが「人間中心主義」的な見地であると述べている（77頁）が、これはこれで妥当な理解であると評価できる。

しかし一方で、これとは全く異なった理解が示されているのが、中井克樹の手になるとされる以下の文章に対する青柳の解釈である。

世論の流れは、すぐれて経済的効果のある大規模公共工事を軒並み「見直し」や「中止」に追い込んでいる。この一連の出来事は、すなわち、目先の経済効果を求めることよりも、そのような環境破壊を伴う事業によって失われる可能性のある、経済的価値を十分に評価できないような自然環境を、何とか消失から守るべきではないか、という環境をめぐる一般市民の価値観が大きく変わりつつあることを示している。生態系や生物多様性への深刻な影響を避けて通ることがきわめて難しいブラックバス類が広く生息することによってはじめて成り立つバス釣りを、その経済効果だけで軽々しく論じることで、世論の支持が得られるとは思えない。（81頁）

このように引用した上で、青柳は以下のような解釈を行う。

中井は、「環境をめぐる一般市民の価値観が大きく変わりつつある」とし、「すぐれて経済効果のある大型公共工事」よりも「自然保護」を一般市民が望むようになったとしている。すなわち、ここで言う「自然中心主義」が一般市民の意識の大勢を占めるようになったと示唆しているわけだが、果たしてそうなのか。(81頁)

ここにおいては、青柳は「経済効果のある大型公共工事よりも自然保護を望む」ことが「自然中心主義」であると捉えているのであるが、そうであるならば、この定義は彼自身が先に示したそれよりもはるかに広くとられているのであり、大規模開発優先論者を除く「人間中心主義」者までも包含することになる。

ところが、先に引用した部分に続けて青柳は次のように述べている。

安井至は、2001年に行われた吉野川第十堰改築に関する徳島市の住民投票について、改築反対票の内訳を次のように考察している。

純粹環境派＝自然保護派の反対 5%  
 反建設省、反公共工事、地方負担反対 80%  
 水道水の水質悪化といった直接健康に関する環境要因による反対 10%  
 徳島市議会に対する反発 5%

安井は、「確かに、洪水の可能性は、150年に1回とかそんなものだろう。災害を受けていない人が、だからといって、自然環境を守ろうという意味で反対票を投じるとは、余り考えられない。環境派＝自然保護派がそれほど多いとは思えないなあ。健康を守るために環境に関心があるひとが目立つ現状を考えると。」としている。すなわち「純粹環境派＝自然保護派」（本書で言うところの「自然中心主義」）は少数で、「人間中心主義」が大勢であることを示唆している。

中井と安井の見解は完全に対立するものだが、移入種問題に対する取り組みの状況を見る限りは、安井の見解が正しそうである。(81-82頁)<sup>②</sup>

先に中井を論評した箇所では青柳が提示した定義からすれば、「健康を守るために環境に関心があり、故に大型公共事業たる第十堰改築に反対する」立場は、十分に「自然中心主義」に含まれるはずであるが、ここにおいては「人間中心主義」に繰り込まれる。すなわち「自然中心主義」の範囲が、いつのまにか著しく縮小されてしまうのである。

本来、「短期的な経済的利益よりも自然保護を望む」立場は「自然中心主義」と等値される

ようなものではなく、「人間中心主義」的な人々も含んだ幅広い層に支持されうるものであり、したがってそういった考え方が社会において多数派のものになりつつあるという中井の議論は決して特異なものではない。にもかかわらず青柳はそのような見地を「自然中心主義」だと決め付けた上で、「純粹環境派」なる少数派の見地と同じであるとし、それをもって「バス釣りの経済的効果だけを論じても世論に支持されるとは思えない」なる中井の主張を否定する論拠にしようとするのである。つまるところ青柳は、「バス駆除派は自然中心主義者であり社会的にはとるに足らぬ少数派である」との認識を導くために、「自然中心主義」および「人間中心主義」の語義を時々の立論上の都合に応じて自在に操作しているのであり、そしてこのことは彼の著作が学問的というよりはむしろ極めてイデオロギー的なものであることを、余すところなく示しているのである。

### 3 「人間の利益」の理解について

青柳の議論を貫くイデオロギーは、彼が標榜する「人間中心主義」なるものの核心をなす「人間の利益」を検討することによって明らかになる。先に示したように、青柳は「自然中心主義」は社会的理解を得られていないとして、自らは「人間中心主義」を前提に立論すると宣言する（82頁）が、青柳における「人間中心主義」の理解は以下の文章によって端的に示されることになる。

自然中心主義を棄却して人間中心主義を採用すれば、判断基準はとてわかりやすい。『「人間の利益」の最大化につながるか』ということに尽きる。

ここで言う『「人間の利益」の最大化』とは、言うまでもないが、短期的な金銭的利益だけではなく、将来世代の人間の利益といった超長期的なものや、2項で触れた「内在的価値」<sup>③</sup>のようなものも含む、広義のものである。

もちろん、そういった広義の「人間の利益」というものは、そう簡単に量ることができるものではない。最大化とは言っても、最大になっているのかどうかを、そもそもどのように量るのかという問題がある。また、将来世代と現在世代との間、先進国と途上国との間における利益配分の問題もあるだろう。

そのため、この先『「人間の利益」の最大化』ということを経々しく言うが、そうした問題はもちろん存在するというを確認しておく。（82-83頁）

ここで青柳は「人間の利益」について、「短期的な金銭的利益だけではない」「将来世代の人間の利益」「内在的価値も含む」とするが、その一方でそれが計量可能なものであり、その大小を秤量し比較することができるという見地を提示する。もちろん「人間の利益」の計量や比較が「簡単ではない」こと、それをを云々すること自体が「軽々しい」ということを自ら認める

のであるが、だからといってその見地を放棄したり修正したりするわけではない。

したがって「人間の利益」とは何であり、どうやって計量するのか、そしてそれが「最大化」とはどういうことか、といったことが青柳に問われるのであるが、それについての彼の認識は、以下の叙述から推量される。

このような自然中心主義的生物多様性還元論の立場に立てば、外来魚を否定的に捉えることになるのは必然であると言えよう。しかし現実社会においては、人間はさまざまな移入種を利用して利益を得ており、こうした利益を一概に否定はできない。

自然中心主義の視点から移入種対策を講じるとなれば、移入種を利用しにくくなることによる不利益、移入種を駆除する際の費用などが発生し、人間にとっての損害となる。もちろん人間が損害を蒙っている移入種であれば、対策を講じることで、費用を上回る利益を人間にもたらすことはあり得る。しかし、自然中心主義の立場からの対策に必要とする費用は、人間中心主義の立場からすれば単なる損害として積み上がってしまうことは避けられないだろう。(84頁)

さらに、上述の「移入種を利用することによる利益」および「移入種を利用し難くなることの不利益」の具体的な内容について、青柳はブラックバスの「完全駆除策」を批判する中で次のように述べている。

そして、完全駆除が達成された場合に失われる利益も「費用」として計上する必要がある。ブラックバスには、専用の高価な釣り道具やボートが売れるだけの釣り対象魚としての価値がある。害魚扱いされているため水産行政によるバックアップが皆無であるにもかかわらず、1つの魚種を対象にした内水面の釣りとしては、アユやヘラブナなどと並び、最大級の規模を誇るまでになっている。これは、ブラックバスという魚にそれだけの価値があるということに他ならない。(86頁)

外来魚問題は、数多くの移入種問題の1つに過ぎない。利用価値のある移入種と、利用価値のない移入種を比較したとき、一般に、利用価値のない移入種のほうが、対策を講じる際の費用対効果が高いと言える。利用価値のない移入種には、対策によって損なわれる利用価値がそもそも存在しないからである。

こうしたことを考えると、利用価値のある移入種の問題にわざわざ優先的に取り組む必要性はあまり感じられない。(90頁)

このように、抽象論ではなく具体的な環境問題としての外来魚問題を扱う場合、青柳においては「利益」や「損害」があくまでも「短期的な金銭的利害」のレベルで把握され、そのような

ものとしてのみ計量や比較の対象とされていることがわかる。すなわち青柳は総論レベルにおいて「人間の利益」には「将来世代の利益」や「内在的価値」が含まれると説く一方で、各論としてのブラックバス問題に関してはこのような視点からの検討を一切行なわない。したがって「バスの完全駆除」に関しては、それが要する経費およびバス釣り関連産業が受ける経済的打撃のみが「人間の利益」にかかわる問題として把握される一方、日本の生態系からバスが一掃されること自体の意義は「人間の利益」とは無縁な「自然中心主義」的な利害に属するものと見なされるのである。

同様のことは生物多様性をめぐる議論からも看取することができる。青柳は自然の「保存」と「保全」の関係を論じるなかで、「生物多様性の維持」においては「自然中心主義」と「人間中心主義」の「双利共生」が可能になったとし、その理由を「遺伝子資源」の概念に求める。すなわち「手つかずの自然」を遺そうとする「保護」の立場(=自然中心主義)は、人間にとって有用であるはずの未知なる遺伝子資源を確保し、人間にとっての利用価値の最大化につながるからだというのである(78-79頁)。こういった議論自体は理解可能——どれだけ意味があるかはともかく——ではあるが、ここで着目すべきは青柳が「生物多様性の維持」と「人間の利益」とのかかわりを「遺伝子資源の保存」の側面のみ限定して論じており、他の角度から捉えられるはずの「利益」——例えば「生態系の安定が人間の生活にとって果たす役割」といった——には一切言及していないことである。彼のこのような見地は、

移入種を利用することは、生物多様性維持の目的である遺伝資源利用(ゴチックは引用者)の1つの形態であり、一概に否定はできない。(90頁)

なる言説において端的に表現される。こういった点に鑑みても、青柳においては「人間の利益」があくまでも「短期的な金銭的利益」あるいは容易にそれに転化し得る「利用価値」に限定されていることは明白であると言えよう。

#### 4 「鼎立／二分」図式の意味

以上のごとき認識を踏まえるならば、青柳の立論の核心部分である「鼎立／二分」図式の真意を容易に理解することができる。そもそも青柳の枠組においては、「社会科学」的であることを標榜するには余りにも重大な欠陥が存在している。利益の極を鼎立させ相互の利害関係を分析するという方法は、確かに事態を簡明に説明できるかに見えるのであるが、実際にはそれぞれの極を一枚岩と捉えて内部に存在する利害の対立を無視し、結果として現実についての単純で一面的な理解を導出することになる。

例えば「釣り人・釣り業界」なる極について見るならば、青柳が批判の対象としている秋月岩魚自身が釣り愛好家としての立場から「バス釣り批判」を展開していることから明らかよ



うに、「バス釣り」や「外来魚放流」に関しては、「釣り人」のなかに明確な利害上の敵対関係が存在するし、ましてや「釣り人」全体と「釣り業界」が常に共通の利害を有するなどという想定は極めて非現実的であると言わざるを得ない。「漁業」についても青柳は乱獲やワカサギ等の移入種の放流といった事例を挙げることで、琵琶湖における漁業と生物多様性との敵対関係を強調し、漁業と自然環境との調和を主張する戸田直弘の著作<sup>4)</sup>を批判する。しかし戸田の著作を具体的に検討するならば、在来魚の生態について知識の上に乱獲を避け資源利用の持続化を可能にするような伝統漁法の知恵についての細かい記述がなされており、青柳のように一言で切り捨てるわけにはいかない豊かな内容が展開されていることがわかる。琵琶湖の内水面漁業においても短期的な経済的利益のために「乱獲」「外来魚導入」をもたらすような立場と、「待ちぼうけの漁」<sup>5)</sup>なる戸田の言葉に象徴される立場は敵対せざるをえないわけであり、その点の検討抜きに漁業と生物多様性の敵対関係を云々するのは明らかに一面的である。また「生物多様性」の擁護を掲げる立場にしても、人間による自然利用の全面的な拒否から一定程度の利用や管理の容認まで幅があるのであり、これまた一枚岩ではありえないのである。

このような立論は「人間活動」と「生物多様性」を機械的に敵対させる見地と接合されることによってその真の意味をあらわにする。「釣り」や「漁業」を含む人間活動の諸領域の内部において生物多様性をめぐり相互に敵対的なあり方が存在すること、さらには生物多様性の維持を主張する側においても多様な立場が存在することが共に無視され、両者の関係が単純な敵対関係として提示されることにより、生物多様性の重視を訴える見地が著しく狭隘かつ非人間的なものであり、釣りや漁業はどうあっても生物多様性を否定するものであるかのごとく描かれてしまう。つまるところ「鼎立／二分」図式なるものは、問題を理解するための「社会科学的な枠組」というよりは、「釣り」や「漁業」における路線の対立——短期的な経済的利益の追求か、それとも持続可能性の重視か——を隠蔽し、そのことによって釣りや漁業のあり方をめぐる議論を「生物多様性の尊重」や「持続可能性の追求」の方向にではなく、それらとは相反する「バスとの共生」へ誘導するためのイデオロギー的な仕掛けに他ならないのである。

## おわりに——「人間中心主義」という名の経済至上主義——

哲学者の河野勝彦は環境倫理について論じた著書のなかで、「人間中心主義」を「短絡的で経済優先的な利己的人間中心主義」と「啓蒙された人間中心主義」に区分している<sup>6)</sup>が、同じく「人間の利益を守る」といっても、自然環境の犠牲の上に経済開発を推進して金銭的利得と「豊かな生活」の獲得を目指す立場と、自然環境との調和の上に持続可能な社会を構築し健康な生活と種族の存続を目指す立場は根本的に対立せざるをえない。そして青柳における「人間の利益」の内容が上述のように「短期的な金銭的利害」に還元されるものであるならば、彼が主張する「人間中心主義」なるものが「短絡的で経済優先的な利己的人間中心主義」に含まれるのは明らかである。

このような見地に立つ者が「バスの経済効果」への評価の上に「バスとの共生」を訴えるのはむしろ当然なのであり、それはそれで一貫しているとの評価も可能であろう。しかしそれは青柳自身が標榜する「環境学的視点」とは無縁なもの、環境への配慮を欠くところのただの経済至上主義に過ぎないのであり、バス容認派がバス放流批判に対抗して批判の俎上に載せたがる自然破壊的な大型公共事業を推進する見地と本質においてなんら変わるところはないと言える。そしてそのことは、青柳自身の言明によって完全に追認されてしまうのである。

都市部の税収を地方に回し、「公共事業」と総称されるような土木工事を行ったり、行政の補助なしには続かない産業に補助することで成立している地方経済と、移入種を利用しているけれども行政の補助なしに都市部から人がやってきて成立している地方経済と、どちらがよいのかということを見ると、移入種の利用価値というものとは決して否定できない。(90頁)

ここでも彼が問題視するのは「都市部の税収の地方移転」や「産業に対する行政の補助」の存在という、まことに市場原理主義的なテーマに他ならないのであり、そこで破壊される自然についての評価など、いずれにせよ彼の眼中には存在しないのである。

## 注

- (1) 揶揄の対象とされた「魚類学者」の手になる青柳への批判的書評としては、生物多様性研究会のHP (<http://www.ne.jp/asahi/iwana-club/smoc/bio-home.html>) に掲載された以下の二本が存在する。  
『社会科学』はブラックバス問題を解決できるか—青柳純著「ブラックバスがいじめられるホントの理由」をめぐって— 佐藤陽一 (徳島県立博物館)  
「ブラックバスがいじめられるホントの理由」(青柳 純著、つり人社刊) を読んで 瀬能 宏 (神奈川県立生命の星・地球博物館)
- (2) なお、ここで引用された安井至の議論そのものについても、上述の佐藤陽一の書評において批判的な検討がなされている。
- (3) ここで言う「内在的価値」とは、「人間の利用から離れても、畏敬や驚嘆の対象として、自然には内在的に何らかの価値があるのではないかという考え方」に基づくもので、審美的な価値などがそれにあたる。  
鬼頭秀一、『自然保護を問い直す—環境倫理とネットワーク』、ちくま書房、1996年、101頁。
- (4) 戸田直弘、『わたし琵琶湖の漁師です』、光文社、2002年。
- (5) 戸田前掲書、26頁。
- (6) 河野勝彦、『環境と生命の倫理』、文理閣、2000年、35頁。